

平成20年12月24日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課長	北	御門	敏	則
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	迎		和	泉
商	工観光課長	田	中	敏	男
都	市建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成20年12月24日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第70号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第69号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 閉会中継続審査申出  
（議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について）  
（議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について）  
（議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について）  
（議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について）
- 日程第9 閉会中継続審査申出  
（議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について）  
（議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定について）
- 日程第10 請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 意見書第9号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案3件、諮問2件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手

元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

##### ○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第70号から議案第72号までの3議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

##### ○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件5件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第70号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、栗山富夫氏の任期が、平成20年12月24日をもって満了することに伴い、後任者として石橋孝教氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、宮津彰子氏の任期が、平成20年12月24日をもって満了しますが、引き続き宮津彰子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、小野原利幸氏の任期が、平成20年12月24日をもって満了しますが、引き続き小野原利幸氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議案の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員、福川清治氏の任期が、平成21年3月31日をもって満了することに伴い、後任者として正寶典子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員、三原治子氏の任期が、平成21年3月31日をもって満了しますが、引き続き三原治子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますよ

うお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第70号から議案第72号までの3議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号から議案第72号までの3議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件は、委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第70号

○議長（橋爪 敏君）

次に日程第2. 議案第70号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第70号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第70号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。出村副市長お願いいたします。

○副市長（出村素明君）

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

ただいま議会において同意をいただき固定資産評価審査委員会委員として選任をされた石橋孝教様でございます。

それでは、石橋さんごあいさつをお願いいたします。

**○固定資産評価審査委員会委員（石橋孝教君）**

ただいま御紹介を受けました石橋孝教でございます。栗山氏の後を受けての後任というふうなことでございますけれども、ひとつ与えられた地位を一生懸命勉強して頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

**日程第3 議案第71号**

**○議長（橋爪 敏君）**

次に、日程第3．議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

討論を終わります。

採決します。議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋爪 敏君）**

起立全員であります。よって、議案第71号はこれに同意することに決しました。

**日程第4 議案第72号**

**○議長（橋爪 敏君）**

次に、日程第4．議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第72号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市教育委員会委員の紹介があります。出村副市長お願いいたします。

○副市長（出村素明君）

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

ただいま教育委員会委員の任命について同意をいただきました宮津彰子様と、同じく小野原利幸様でございます。既に皆様方御承知とは思いますが、改めましてごあいさつをお願いしたいと思います。

○教育委員会委員（宮津彰子君）

宮津でございます。ただいま御承認いただきまして、ありがとうございます。3回目の御承認を受けたわけでございますけれども、失敗しながら子育てをしてきた親として、生涯教育を楽しむ一人として、何より鹿島市民として、「あら、どうして」という気持ちは忘れないように、まだまだ一生懸命勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○教育委員会委員（小野原利幸君）

おはようございます。小野原です。気持ちを新たに頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

○副市長（出村素明君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

日程第5 諮問第1号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については委員候補者として適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は委員候補者として適任であることを認めることに決しました。

## 日程第6 諮問第2号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。



採決します。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については委員候補者として適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、諮問第2号は委員候補者として適任であると認めることに決しました。

#### 日程第7 議案第69号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第69号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第69号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

12月17日提出の議案（その2）の1ページ及び2ページ、それから説明資料の（その2）の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額現行350千円に、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は30千円を加算して380千円を支給するための改正でございます。

説明資料の1ページの条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正では現行の第6条第1項にアンダーラインを引いております。ただし書き部分を加えております。その部分が追加改正の部分でございます。

なお、この改正条例は平成21年1月1日から施行をすることにいたしております。また、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は現行の350千円ということになっております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけ質問したいと思います。

ただいま御説明いただきまして30千円上乗せの理由が言われましたが、具体的に御説明をお願いしたいと思います。ここには第36条の規定をかんぬん云々とか書かれておりますが、具体的にどういうときに30千円の上乗せがあるのかというので、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今回の改正で30千円の上乗せということで御説明を申し上げましたけれども、この制度は年明けてから1月1日から新しく導入される制度でございます。

具体的には、日本医療機能評価機構が契約者となって、損害保険に分娩機関ごとに加入をして、一分娩当たりその保険に加入した産科医療機関で出生した場合に30千円の上乗せをすると、その30千円を分を保険料という形になります、この補償制度のですね。

それで、この補償制度の補償の対象となるのは、通常に分娩出産にもかかわらず、脳性麻痺となった場合で、具体的には出生体重2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上、これが1点目。それからもう1つは、身体障害者等級一、二級相当の重症者、それから先天性要因等の除外基準に該当する者を除くという基準が設けておられます。こういうものについて対象となるということです。

それで、補償額が最高30,000千円という形になります。これに該当した場合はですね。そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

日本医療機能評価機構というんですか、これに加入しているというのは、産院が加入しているということですかね。そこにかかった額ということでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

産院が、先ほど言いました日本医療機能評価機構と補償契約を結んでいる場合に支給をされるということです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それで、具体的にそこにかかって、例えば、先ほどの御説明では通常分娩の場合はその30千円の支給は該当しないと理解することでしょうかね。ちょっとその辺がわかりませんでしたから。異常の場合に30千円、直接お産された人たちに一時金の上乗せとしてなされると理解していいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほど言いましたように、日本医療機能評価機構ですか、ここと産院が補償契約をしておる場合、そこの産院で出生した分についてはすべてが支給対象となります。30千円ですね。そして、実際の補償を受けられる場合が、先ほど30,000千円と言いましたけれども、その対象となるのが、通常分娩の出産にもかかわらず脳性麻痺になった場合ですね、具体的には、先ほど言いましたように出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上、それから身体障害者等級一、二級相当の重症者、こういう分娩の場合はその補償の対象になるということです。30千円はそいけん該当の産院やあけんですね、すべて支給をされるということになります。（「そいけん、その保険、産院にかかるとんしゃっ人ばまず言うて。そいけん、産院と保険の問題を今言いよるわけです。区分けをぴしっとせんば」と呼ぶ者あり）そいけん、この医療機能評価機構と産院が補償制度に契約をしとおぎ、そこで生まれた子供についてはすべて30千円の上乗せがあるということです。よろしいですか。（「あとは病院とあその問題、保険会社との問題」「最初からそれだけでお答えください」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

指名をしてからしてください。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

よくわかりましたが、プラスアルファで御答弁いただきましたので、お尋ねをしますが、異常分娩、特に脳性麻痺とか30,000千円の補償ということですが、今鹿島市では産院は1軒ですが、そういう条件があるのなら、その辺はどうなんですかね、具体的に産院はそこの契約を結ばんといかんとかというような指示があるのか、それとも産院の意思によって加入するところとしないところがあるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

加入する、しないはその産院の任意で加入、非加入ができます。そういう制度です。ちなみに佐賀県内はすべてがこの補償制度に加入をするということになっております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

指名を受けてから発言をしてください。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先が短くて急ぎます。

わかりました。せっかくですから、すべての方に30千円上乗せができるということなら、そういう施設を利用していただくということがベターだと思いますので、ぜひ加盟、今県内はどこでもということですので一応安心ですが、そういう面のお知らせなどというのは、ぜひ市民課に来られて手帳なんかいただくときに、具体的に皆さんにお知らせをするというよ

うなこともぜひやっていただきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 閉会中継続審査申出

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 閉会中継続審査申出の審議に入ります。

去る12月16日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての4議案は、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、文教厚生産業委員長から議長あてに閉会中の継続審査申出が提出されております。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

文教厚生産業委員長の報告をいたします。

去る平成20年12月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての4議案は、12月18日執行部の出席を求め、総務建設環境委員会、文教厚生産業委員会による連合審査会を開催し、執行部から各議案に対する説明を受け、質疑を行いました。

審査の経過並びに結果について御報告いたします。

質疑の主なものを申し上げます。

質問 この施設は市立の、市民サービスの重要な施設であり、大学側と民意の反映という意味でのチェックはどこで入っているのか。公共施設としての民意コントロール、行政コントロールはどうなのか。

答弁 基本協定書（案）の中で、第2条教育委員会との協議、第10条実績報告書等の提出、第18条に調査等、第19条に管理の部分で指定の取り消し等を規約にもうたっている。監査体制でも、例えば財政援助団体の監査が行われているものと思う。また、大学内の監査は理事会の中でチェックできる。また、第8条に監事2名を置くとしている。

質問 図書館の管理委託は進んでおらず、長期的な見方ができない、なじまない、問題だと思ふ。より市民に近い人たちが云々というが、職員の人たちでは運営、管理はできないものか。もっと自由な発想を受けられるような管理体制をつくってあげればいいのか。

答弁 2006年に全国の図書館数が3,091のうち指定管理に向かってきたものが129あり、全国の図書館における指定管理がここ一、二年のうちに急速に伸びてきている。文科省は指定管理者制度が導入されたことにより、今後は全面的な民間委託が可能であると明確に周知すると言明している。

質問 学長はどのように選出され、だれが任命するのか。

答弁 公募し、理事会で承認を受ける形になる。公募で募集する。

質問 図書館協議会と委託された図書館との関係はどうなるのか。

答弁 従来と変わらない。報酬、任免は教育委員会とする。

質問 今回、図書館を指定管理制度に移行しようとする事について図書館協議会で協議がなされたのか。具体的にどういう話が出たのか。

答弁 図書館運営協議会に検討をお願いした。図書館が指定管理になじむのか、指定管理者に任せられるのかという論議から始まる。今までの図書館のあり方、より同等のサービス、それ以上のレファレンス能力のある職員が育つのであれば、指定管理者導入もいだろうという結論である。具体的には職員の処遇や人員配置、勤務時間、開館時間をどうするかなど問題が出てきた。また、指定管理者が既に導入されているほかの自治体の図書館について視察研修も行っていただいております、協議会では制度導入について反対という意見はなかった。

質問 理事については公募になるのか。どういう形で選出されるのか。

答弁 運営部会が一部移管をして、全体的な中で外部理事の選考も含めて大学の中で検討する。

質問 エイブルの当初の目的に外れてしまわないように、文化事業の内容についての判断

はどうなるのか。

答弁 学長が責任を持って判断をし、事務局長が事務的には統括的に行う。

質問 指定管理者の方向性について、6条、7条、8条にある学長、理事会、監事が現状においてはまだできていない。市民に対して説明責任を果たしにくい。委託管理費が170,000千円で財政的に占める割合が非常に高い。最高決定機関の体制が決まっていない段階では疑問に思うのであるが。

答弁 実態として十分機能している。実績を上げられている集団、団体である。例えば、4月1日から指定管理者制度に移行するとなると新たな学長を選ばねばならない、今までの方がされるとは言えない。機能重視、実績重視と考え今回議会に諮っている。

質問 規約（案）に関して、学長は理事会が選任するとあるが、税法上はみなし法人、人格なき法人と届け出ができていますが、理事の選任方法をうたわないといけない。将来にわたってこの組織が市民に認めていただかないといけないと思っているので、法人化等に関して、どのようになされるのか。

答弁 開設後、そのことを付記する。

質問 学長、事務局長、正規職員、臨時職員の給与体系について年間どれくらいになるのか。

答弁 基本的には学長は報酬、その他の職員は給与となり、基本的には公民館主事の給与を基準に考えてある。

質問 移行業務の小規模修繕等の事業があるが、入札関係は楽修大学で行うのか。

答弁 大規模な修繕は教育委員会で、小規模な修繕は大学のほうでやられる。入札については、基本的に市に準じてされるととらえている。

質問 指定管理者の導入に当たって、市民図書と学校図書についてはどうか。

答弁 学校図書は児童・生徒数に応じて普通交付税に含まれる。市の全体費を見て市民図書、学校図書に配分する。

質問 学長代理でも置いておけばよかったのではないか。組織論の中に納得できないものがある。ソフトの部分から施設管理までであるが、例えば、清掃業務はどうなるのか。

答弁 大規模改修は市で、小規模改修は相手方、清掃委託は相手方になる。

質問 学校図書との連携で情報化についてはどのように考えているのか。地域にある本について。

答弁 ミニミニ図書館、学校の巡回図書を広め、学校司書の研修を行っている。それ以上の交流を深めたい。図書の検索については鹿島市ホームページから入ってできる。

質問 社会教育が廃れている、かみ合っていないのに運営が本当に大丈夫なのか。目先では施設管理に走っていくのではないか。社会教育は自主運営でできるものか。

答弁 市民力をつける。学校教育とは違い、みずからが学び成長する、一人一人が高まっ

てチーム力となり、ゆだねてもよかろうというねらいがある。  
と出ました。

質疑終了後、連合審査会を閉会し、直ちに文教厚生産業委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号の4議案については、重要案件につき、慎重審査を要するというので、賛成多数で継続審査をすることに決しました。

よって、鹿島市議会会議規則第99条の規定により継続審査の申し出をするものでございます。

以上で文教厚生産業委員長の報告を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

**○11番（中西裕司君）**

委員長報告に対し、質問をいたします。

先ほどの合同審査の問題につきましては、初めての議会でのことでしたが、活発な議論もなされておったと思いますが、私もその際に申し上げたんですが、今回の合同審査の委員会について市民の方から傍聴の申し出があったと思います。その件について議会はどのように対応したかと申しますと、全員協議会を開いて、それぞれ皆さんの御意見を聞いてオープンにすると、委員会の傍聴を認めるというようなことで御返事をしたと思っております。

ただ、当日になりますと、市民の申し出の皆さんが欠席ということで、だれも見えなかったということで、議会としてはこのままでいいのかと、そのような状態でいいのかという疑問を私は強く感じました。やはり今後の議会の運営についてはオープンでなければならないというのが私の考え方ではありますが、委員長にお聞きしたいんですが、その後、欠席の理由はあったのかどうかというものをお聞きしておきたいと思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

水頭委員長。

**○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）**

中西議員の質問にお答えいたします。

傍聴の許可の件ですけれども、委員会の傍聴の取り扱いについては鹿島市議会委員会条例第19条第1項に「委員長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定されており、今回は総務建設環境委員会との連合審査会なので委員全員に諮って協議をいたしました。その結果、傍聴の許可をしたわけでありまして、来られなかった理由については、来る来ないは傍聴者の判断であり、連絡もなく、お答えできません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例については文教厚生産業委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第58号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例については文教厚生産業委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第59号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定については文教厚生産業委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第61号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定については文教厚生産業委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第62号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### 日程第9 閉会中継続審査申出

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．閉会中継続審査申出の審議に入ります。



去る12月16日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての2議案は、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、総務建設環境委員長から議長あてに閉会中の継続審査申出が提出されております。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

**○総務建設環境委員長（福井 正君）**

おはようございます。総務建設環境委員長の報告を申し上げます。

去る12月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての2議案は、12月18日に文教厚生産業委員会との連合審査会を開催し、市長、副市長、教育長、担当部課長及び関係職員の出席を求め、議案内容の説明を受けました。

連合審査会での質疑内容は、先ほどの水頭文教厚生産業委員長の報告のとおりであります。連合審査会終了後、直ちに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、議案第60号、議案第63号の2議案は、重要案件につき、再度の説明による慎重審査を要するというところで、全会一致で閉会中の継続審査とすることに決しました。

よって、会議規則第99条の規定により、閉会中の継続審査の申し入れをするものでございます。

以上で総務建設環境委員長の報告を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例については総務建設環境委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋爪 敏君）**

起立全員であります。よって、議案第60号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定については総務建設環境委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第63号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第10 請願第2号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10. 請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願の審議に入ります。

去る12月17日の本会議において、総務建設環境委員会に託されました請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成20年12月18日

鹿島市議会議長

橋 爪 敏 様

総務建設環境委員会

委員長 福 井 正

総務建設環境委員会審査報告書

平成20年12月17日の本会議において付託されました請願第2号「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願については、12月18日の総務建設環境委員会において審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、鹿島市議会会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

総務建設環境委員長の報告を申し上げます。

去る12月17日の本会議において、本委員会に付託されました、請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願については、12月18日、紹介議員の出席を求め委員会を開催し、請願者本人より説明を受け、質疑を行いました。

それでは、審査経過並びに結果について御報告いたします。

まず、請願者本人に対する質疑として、

- 1 2008年7月14日の東京高裁の一部条件付きとは何か。
- 2 民事裁判係争中の内容は。

3 冬柴元国土交通大臣が「この問題には誠心誠意を持って努力する」と発言されているが、現国土交通大臣の考えは。

という質疑がありました。その後審査に入り、

- 1 意見書提出は、民事裁判係争中であることが問題である。
- 2 民事裁判係争中であるが、政治的解決を必要とする内容の意見書であり提出すべきである。

という意見が出され、討論を経て、採決の結果、請願第2号「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願は、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で総務建設環境委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願について委員長の報告は採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり福井正君外7名から意見書第9号「JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）」が提出されましたので、この際これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第9号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第9号は会議規則第36条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第9号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第11 意見書第9号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 意見書第9号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

---

意見書第9号

#### JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）

国鉄が分割・民営化されて、22年目になるが、いまだにJR不採用問題が解決されずに長期化していることは憂慮すべきことである。

この事件に関して、最高裁判所は2003年12月に「JRに対する使用者責任はなしとの判決を出したものの、不当労働行為があればその責任は旧国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は、使用者責任は免れない。」との判断を下した。

また、2005年9月・2008年1月に、旧国鉄清算事業団の地位を引き継いだ独立行政法人「鉄建建設公団」・「鉄道運輸支援機構」を被告として争われた訴訟の判決で、「旧国鉄の不当労働行為を認めて、慰謝料の支払い」を命じた。

ILO（国際労働機関）もこの問題について、2006年11月15日に第297回理事会において結社の自由委員会報告を採択した。この報告は、1999年の勧告以来7度目のものとなり、委員会は2005年の東京地裁判決を留意し、特に労使関係の分野では司法の判断だけによる解決がそぐわない問題があることを強調しつつ、国労が求める政治解決を探ることを強く望んでいる。

同時に委員会は日本政府に対し、この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、このようなILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請している。

この間、問題の解決を見ることなく、51名の被解雇者が他界している。平均年齢も54歳となり、一刻の猶予も許されない深刻な事態となっている。

従って、政府に対しILO条約批准国の一員として、「JR不採用問題の早期解決」に

向けて、全ての関係者との話し合いが開始できるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月24日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

国土交通大臣 金子 一義 様

厚生労働大臣 舩添 要一 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成20年12月24日

提出者	鹿島市議会議員	松尾 勝利
	〃	光武 学
	〃	森田 和章
	〃	橋川 宏彰
	〃	谷口 良隆
	〃	小池 幸照
	〃	中村 雄一郎
	〃	福井 正

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第9号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第9号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋爪 敏

会議録署名議員 14番 松尾 征子

同 上 1番 松田 義太

同 上 2番 松尾 勝利